

加古川市地域支え合い生活支援補助金

高齢者の“困った”を地域で支える取組みを応援します！

申請期間：4月1日～（随時受付中）



どんな活動が対象？

- ・高齢者の「生活支援」（買い物・掃除・調理・見守り・話し相手 など）
- ・車両を活用した「送迎や同行サービス」
- ・「通いの場・居場所」の運営（趣味活動、交流、会食、運動など）※生活支援と一体的に実施する場合

申請できる団体は？

- ・市内で活動する 住民主体の団体（NPO 法人・ボランティア団体・市民活動団体など）
- ・規約を備え、経理を行える団体
- ・継続して活動している、または活動の見込みがあること
- ・SC（生活支援コーディネーター）や地域協議体（ささえあい協議会）と連携できる団体
- ・営利・宗教・政治活動を目的としない団体

※車両活用に限り、地域住民と協働して非営利活動を行う事業所も対象



補助額は？

- ・生活支援：上限 10 万円（補助率 10/10）
- ・生活支援（車両活用）：上限 20 万円（補助率 10/10）
- ・通いの場・居場所：2,500 円／月（開催月数分を加算）※生活支援と一体的に実施する場合

申請に必要な書類は？

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・補助金申請団体認定申込書
- ・事業計画書
- ・事業予算書
- ・団体規約・会則等

申請から補助金交付までの流れは？

- ・申請
- ↓
- ・受付・審査
- ↓
- ・交付決定通知
- ↓
- ・補助金交付



《問合せ・申込先》 加古川市役所 高齢者支援課 地域包括ケア係

TEL 079-427-9715 / FAX 079-421-2063

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

■受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日、年末年始を除く）



※ 詳細はこちらから ↑